



令和5年9月19日
航空局安全部
航空機安全課

無人航空機の第二種型式認証の申請を受け付けました

本日、国土交通省は、株式会社 DroneWorkSystem の無人航空機について、同社からの航空法に基づく第二種型式認証の申請を受け付けました。

航空法等の一部を改正する法律（令和3年法律第65号）による航空法（昭和27年法律第231号）の改正により、令和4年12月5日から無人航空機の型式認証制度が開始されました。

今般、株式会社 DroneWorkSystem（本社：福島県）の無人航空機（DroneWorkSystem 式 EGL49J-R1 型）について、同社より航空法に基づく第二種型式認証の申請があり、国土交通省は本日付けでこれを受理しました。無人航空機の第二種型式認証の申請の受理は、我が国で3件目となります。

（参考）・型式認証とは、無人航空機の機体の設計及び製造過程が安全性及び均一性に関する基準に適合することについて検査を行う制度のこと。

第一種型式認証：第三者上空の飛行経路に立入管理措置を講ずることなく行う特定飛行（人口集中地区上空、夜間、目視外等での飛行）を目的とした型式に対して行うもの

第二種型式認証：立入管理措置を講じた上で行う特定飛行を目的とした型式に対して行うもの

【問い合わせ先】

国土交通省 航空局 安全部 航空機安全課 江口、山下
TEL（直通）03-5253-8735 （代表）03-5253-8111（内線 50209）

機体概要

【機体概要】 EGL49J-R1

◆ 機体諸元

➤ 機体寸法

外径（モーター軸間）：1885mm

高さ：840mm

➤ 最大離陸重量：90.0kg

➤ 最大積載重量：49.0kg

➤ 最大飛行速度：10.0m/s（36km/h）

➤ 最大飛行時間：6分（最大離陸重量時）

➤ 航続距離：2.5km（最大離陸重量時）



株式会社 DroneWorkSystem 提供

(株式会社 DroneWorkSystem の確認を経た上で、国土交通省航空局で作成)